

令和3年第2回福岡県後期高齢者医療 広域連合議会定例会の結果

- 1 日時・場所 令和3年7月29日(木) 博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間
(開会:午後2時、閉会:午後3時42分)
- 2 議員の出欠 出席28名(欠席5名、欠員1名)

3 議事の概要

(1) 諸般の報告

① 広域連合議会議員の異動報告

新議員氏名	
中村義雄	(北九州市議会議員)
木畑広宣	(北九州市議会議員)
有田絵里	(北九州市議会議員)
加地良光	(小郡市長)
高木典雄	(うきは市長)
境公雄	(大木町長)
西田正治	(筑後市長)
松嶋盛人	(みやま市長)
藤田陽三	(筑紫野市長)
井上澄和	(春日市長)
森山浩二	(岡垣町議会議長)
小林義憲	(田川市議会議長)
松延隆俊	(飯塚市議会議長)

- ② 例月出納検査(令和2年12月~令和3年5月分)の結果報告
- ③ 定期監査(令和2年4月分~令和3年3月分)の結果報告
- ④ 債権放棄(令和2年度分)の報告

(2) 広域連合長提出議案等

番号	件名	結果	特記事項
承認第1号	専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について	承認	質疑及び討論なし。
議案第6号	令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算	認定	質疑及び討論なし。
議案第7号	令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認定	質疑あり(※1)。討論なし。
議案第8号	令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)	原案可決	質疑及び討論なし。
議案第9号	令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	原案可決	質疑及び討論なし。
議案第10号	福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	原案可決	質疑及び討論なし。
同意第2号	副広域連合長の選任について 三浦正氏 (篠栗町長)	同意	質疑及び討論なし。
同意第3号	監査委員の選任について 田頭喜久己氏 (筑前町長)	同意	質疑及び討論なし。

※1 <議案質疑> 1名 発言者：中山 郁美（福岡市）

議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

質疑の要旨	答弁の要旨
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり保険料額はいくらか。 ・実質剰余金の額及びそれが生じた理由を新型コロナウイルスの影響を含めて尋ねる。 ・実質剰余金の活用方法並びに運営安定化基金の今年度末残高見込みについて尋ねる。 	<p>一人当たり保険料額について、令和2年度における一人当たり保険料は、79,518円である。</p> <p>実質的剰余金の額及びそれが生じた理由について、令和2年度特別会計決算における歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は323億4,291万5千円となっており、この実質収支額から国・県・市町村・社会保険診療報酬支払基金へ返還する精算金を差し引いた実質的剰余金は97億8,960万4千円である。この実質的剰余金の額は、令和2年度特別会計歳出総額7,404億342万1千円との対比では1.32%となっており、前年度実績よりやや高くなっているが、その理由については、新型コロナウイルス感染症に対する予防行動としての受診控えや、緊急事態宣言の発令による外出控えも影響していると考えている。</p> <p>実質的剰余金の活用方法及び運営安定化基金の令和3年度末残高見込みについて、実質的剰余金は、保険料率試算時における国通知により、保険料率算定にあたって全額を活用すべきとの国の助言もあり、令和4年度から令和5年度までの第8期においても、全額を活用することとしている。また、運営安定化基金の令和3年度末残高は125億円を見込んでいる。</p>
<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史上最高額の1人あたり保険料は被保険者の生活を圧迫してきたのではないか、所見を伺う。 ・運営安定化基金や財政安定化基金の活用が不十分だったのではないか、所見を伺う。 ・実質剰余金の主な原資は保険料であり、被保険者に還元すべきものではないか、所見を伺う。 	<p>保険料による被保険者の生活圧迫について、後期高齢者医療制度における保険料額は、負担能力に応じた所得割額と、被保険者全員が均等に負担する均等割額で構成されている。所得割額は所得に応じて算出しており、均等割額は、所得の低い方に配慮し、7割軽減、5割軽減、2割軽減といった軽減措置を設けている。令和3年度においても全被保険者の69.4%が均等割額の軽減措置の適用を受けている。保険料の決定にあたっては、負担能力に応じた所得割額や均等割額の軽減措置により、被保険者の生活に十分配慮して、適切に算定している。</p> <p>運営安定化基金及び財政安定化基金の活用について、運営安定化基金については、令和2年度から令和3年度までの第7期において、均等割額の7.75割の軽減特例から軽減措置の本則である7割軽減への移行に伴う保険料の増額を抑制するため、計画的に取り崩して活用しており、第7期の保険料率は第6期を下回っている。国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県が管理する財政安定化基金については、保険料の収納実績が予定より不足することが見込まれ、かつ、給付費が見込以上に増大すると見込まれる場合、及び、県が保険料率の増加の抑制のために必要と認める場合に限り活用できることとなっているため、第7期では基金の処分要件には該当せず、活用には至っていない。</p> <p>実質的剰余金の被保険者への還元について、先述のとおり実質的剰余金は、令和4年度から令和5年度までの第8期においても、全額を活用することとしている。</p>

質疑の要旨	答弁の要旨
<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期保険料については実質剰余金を全額充てるとともに、2つの基金を最大限活用し、大幅に引き下げるべきではないか、答弁を求める。 	<p>次期保険料率の算定にあたっての実質的剰余金、運営安定化基金、財政安定化基金の活用について、実質的剰余金は、繰り返しとなるが、令和4年度から令和5年度までの第8期においても、全額を活用することとしている。運営安定化基金については、団塊の世代が被保険者となり始め、将来に向かって医療費の増大が見込まれる中で、調整財源として計画的に活用する必要があると考えている。財政安定化基金については、処分要件が限定されているため、慎重に検討・協議していく。</p>

(3) 一般質問 (1名)

①質問者：中山 郁美 (福岡市)

質問要旨	答弁要旨
高齢者医療費2倍化法(健康保険法等改定)について	
① ・国民や野党の反対を押し切って国会で強行成立したことについての所見を尋ねる。 ・実施された場合の影響をどう考えているか、尋ねる。	改正法の成立について、今回の法改正にあたって、国では、総理が議長となり、関係閣僚や有識者で構成される全世代型社会保障検討会議が、令和元年9月から令和2年12月まで1年3か月をかけて12回開催された。その間、厚生労働省所管の社会保障審議会医療保険部会でも10回議題とされており、有識者をはじめ医療関係団体、保険者、経済団体、自治体、市民団体等の各代表者により議論が重ねられた上で、「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定され、それを踏まえて、衆参両院での審議を経て改正法が成立したものと認識している。 窓口負担割合の見直しを実施された場合の影響について、窓口負担割合が2割となるのは、一定の所得がある所得上位者であり、また、施行後3年間は、配慮措置が実施されることとなっている。影響を最小限に抑えるよう国において制度設計がなされていると考えている。
② ・被保険者の受診抑制を生み、健康悪化や重症化を引き起こすのではないかと、所見を伺う。 ・窓口負担が負担能力を超えた負担となり、受診が生活困窮を引き起こす要因になるのではないかと。また、現役世代にも重い負担となるのではないかと、所見を伺う。	窓口負担割合の見直しに係る受診抑制、健康悪化や重症化について、及び、受診に係る生活困窮について、2割負担の導入対象となる見込みの方は、現役並み所得者を除き、被保険者の約20%を占める所得上位者である。また、施行から3年間は1か月分の負担増が、最大でも3千円に収まるようにする配慮措置が設けられ、配慮措置の対象者は外来における長期頻回受診者の8割が該当するなど、必要な受診が抑制されることがないよう国において制度設計がなされている。したがって、受診抑制やそれに伴う健康悪化や重症化を引き起こさないよう、また、受診が生活困窮を引き起こさないよう配慮されていると考えている。 現役世代の負担について、後期高齢者に対する支援金を負担している若い世代の負担額は、年々増加している。窓口負担割合の見直しは、その増加額を少しでも抑制することを目的としており、一定の抑制効果が見込まれている。窓口負担が2割となる一定所得以上の被保険者に対しては、若い世代が後期高齢者医療制度を支えていることについて周知を図り、若い世代の負担増を抑制し、全ての世代が相互に支え合い、必要な財源を確保する社会保障の仕組みとすることについて理解を得ていくことが必要だと考えている。
③ ・実施が強行された場合の影響を広域連合として調査するとともに、実施を中止するよう国に求めるべきではないかと、答弁を求める。	窓口負担割合の見直しを行った場合の影響調査について、このたびの法改正にあたって、窓口負担割合の見直しが後期高齢者の受診に与える影響を把握することなどを求める、参議院厚生労働委員会の附帯決議があった。法の施行に伴う国民への影響の把握に関しては、附帯決議を踏まえ、国において適切に対応すべき事務であると考えている。47都道府県の広域連合のうち、一つの県の広域連合による独自の調査では、国の事務である法改正や制度の見直し等には結びつかず、調査結果を有効に活用する手段もない。また、調査には高度の専門性

質問要旨	答弁要旨
	<p>が必要と推察されるうえ、外部委託に必要な制度設計の詳細が国から示されておらず、予算措置も出来ていない状況では、広域連合による調査は現実的ではない。そのため、本広域連合独自に影響調査を行うことは考えていない。</p> <p>窓口負担割合の見直しの中止を国に求めることについて、窓口負担の見直しは、後期高齢者医療制度を支えている若い世代の負担増を抑制し、全ての世代の方々が安心と信頼で支え合う、持続可能な社会保障制度を構築し、次の世代へ引き継いでいくために必要な制度改革だと認識しているため、国に対して法改正等を求める考えはない。</p>
<p>新型コロナの影響にともなう保険料減免について</p>	
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ減免の周知方法及び、2020年度中の件数及び1件あたりの平均減免額について尋ねる。 	<p>新型コロナウイルス感染症に係る減免の周知方法、2020年度中の件数及び1件あたりの平均減免額について、減免制度の周知方法については、本広域連合のホームページをはじめ、市町村や県の広報紙、広域連合が被保険者に送付する医療費通知を活用した周知を行っている。2020年度中の減免件数は、1,484件、1件あたりの平均減免額は59,837円である。</p>
<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何故「お知らせパンフ」に記載しないのか、また、ホームページへの記載だけでは減免対象者への周知が行き渡ってないのではないか、所見を伺う。 	<p>「お知らせパンフ」に記載しない理由について、パンフレットの作成時点において、国からの財政支援の継続や、対象者・算定要件の考え方が示されていなかったため、令和3年3月発行分への掲載を見合わせたもの。減免対象者に対する周知、広報については、市町村や県との広報における連携のほか、保険料納付に関する窓口相談の機会を捉えて案内するなど対応に努めている。</p>
<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルに不慣れな高齢者にも情報が届くよう、全被保険者に減免についての案内文書を郵送すべきではないか、答弁を求める。 	<p>全被保険者への案内について、様々な広報手段や機会を捉えて広報に努めているが、特に被保険者に送付する医療費通知を活用することで、令和2年7月及び11月にそれぞれ約70万件、全被保険者の94%を超える方々に周知することができている。今後とも、市町村や県と連携しながら周知広報に努めていきたいと考えている。</p>

(4) 請願

請願第5号	後期高齢者に対する健康実態及び影響調査を求める請願
請願者	福岡・佐賀民医連共同組織連絡会 会長 吉久 安則
紹介議員	中山 郁美 (福岡市)
請願項目	後期高齢者の健康実態及び窓口負担割合の見直しによって受診に与える影響を調査すること
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数

請願第6号	「高齢者の窓口負担2倍化に伴う受診に与える影響調査」を求める請願
請願者	福岡県社会保障推進協議会 会長 田村 昭彦
紹介議員	中山 郁美 (福岡市)
請願項目	(1) 国に対して、「75歳以上の医療費窓口負担2倍化に伴う高齢者への受診に与える影響調査を実施するよう求める」意見書を提出してください (2) 福岡県広域連合議会として県内の75歳以上の医療費窓口負担2倍化に伴う高齢者への受診に与える影響調査を実施してください
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数

請願第7号	後期高齢者に対する健康実態及び影響調査の実施と法律廃止を求める請願
請願者	公益社団法人福岡医療団 代表理事 舟越 光彦
紹介議員	中山 郁美 (福岡市)
請願項目	・後期高齢者の健康実態及び影響調査を実施し、広域連合議会と広く国民に知らせること。 ・広域連合議会として廃止を求める意見書を採択すること。
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数

請願第8号	「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」に関する請願
請願者	全日本年金者組合福岡県本部 執行委員長 牧 忠孝
紹介議員	中山 郁美 (福岡市)
請願項目	「医療費窓口負担2倍化」の実施時期については市長に検討し拙速にはしらないよう、国に意見書を提出していただきたい。
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数